

香取市

重層的支援体制整備事業

実施計画

令和6年3月

香取市福祉健康部



## 目次

はじめに	1
I 香取市における重層的支援体制整備事業の実施について	2
1. 重層的支援体制整備事業の概要	2
II 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	3
1. 計画の位置づけ	3
2. 計画期間	4
III 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	5
1. 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像	5
2. 包括的な相談支援体制	6
3. 多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続的支援・参加支援に関する体制	8
4. 地域づくり支援に関する体制	10
5. 重層的支援会議及び支援会議について	12
IV 重層的支援体制整備事業を活用した災害対策	14
V 重層的支援体制整備事業の推進体制	15



# はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進み市民の生活も変化する中、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、いわゆる社会的孤立、ダブルケア<sup>1</sup>、8050<sup>2</sup>、ヤングケアラー<sup>3</sup>等の問題が増えています。

これらを受け、本市では、第2次香取市地域福祉計画で重点施策として掲げた「包括的な支援体制の構築」を、第3次計画では、相談支援と地域づくりの両面からの体制構築を目指し、引き続き、「地域共生社会」の実現に向けて、取組みを推進しているところです。

令和2(2020)年6月に成立した改正社会福祉法では、「具体的な課題解決に向けたアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を支援の両輪とし、「専門職による伴走型支援」と「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方の視点から、重層的なセーフティネットを目指す「重層的支援体制整備事業」が規定され、令和3(2021)年4月から施行されました。

本市では、包括的な支援体制の構築を進めていくにあたり、令和5(2023)年4月より「重層的支援体制整備事業」を活用し、本市の実情にあった包括的な支援体制を構築していきます。

なお、この実施計画は、社会福祉法第106条の5に規定されるものであり、地域の支援関係者等と事業実施の理念や目指すべき方向性について認識を共有し、円滑、かつ効果的に事業を実施していくための手段・プロセスとしています。今後も地域の支援関係者等と議論を継続していきながら、具体的な記載が可能な時点で補填し、また、柔軟性をもって事業を実施する中で生まれた成果などを実施計画に反映していくなどがあることを申し添えます。

## 社会福祉法における概念の整理

### 「地域共生社会」の実現(社会福祉法第4条第1項)

「包括的な支援体制の構築」(社会福祉法第106条の3)

理念

目標

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)

手段・方法

<sup>1</sup>晚婚化・晚産化を背景に、子育てと親や親族の介護を同時にを行うこと。

<sup>2</sup>高齢の親がひきこもりの中高年の子どもを支える家庭。

<sup>3</sup>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

## I 香取市における重層的支援体制整備事業の実施について

### 1. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目指す体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、分野を超えて市全体がチームになり、一体的に実施するものです。

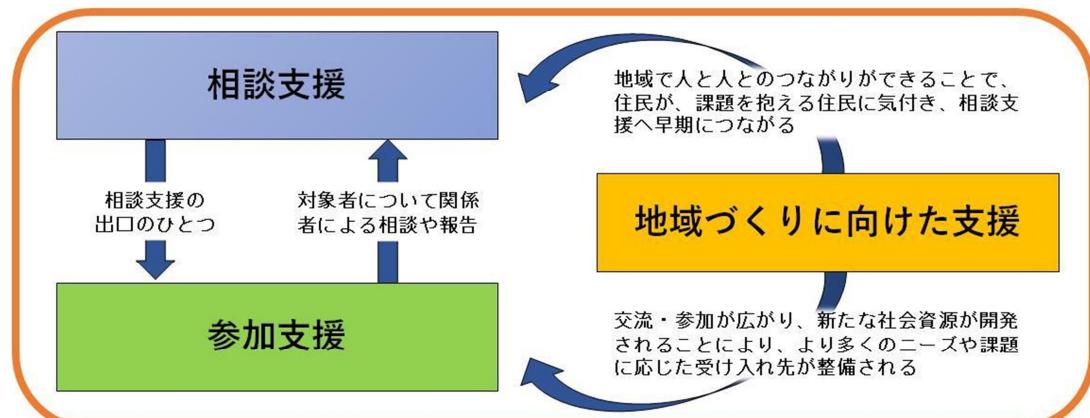
相談支援	本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進める。
参加支援	本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を行う。
地域づくりに向けた支援	地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を行う。

これらを実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、専門職による伴走や地域住民の気にかけ合う関係性など、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化します。

また、柱である3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、以下の5つの事業を一体的に実施します。

- ① 本人・世帯の属性に関わらず相談を受け止める包括的相談支援事業
- ② 支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業
- ③ 必要な支援が届いていない相談者とのつながりづくりを行うアウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ④ 相談者と地域、サービス（専門職）等とのつながりを支援する参加支援事業
- ⑤ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行う地域づくり事業

3つの支援を一体的に展開することで期待される具体的な効果の例



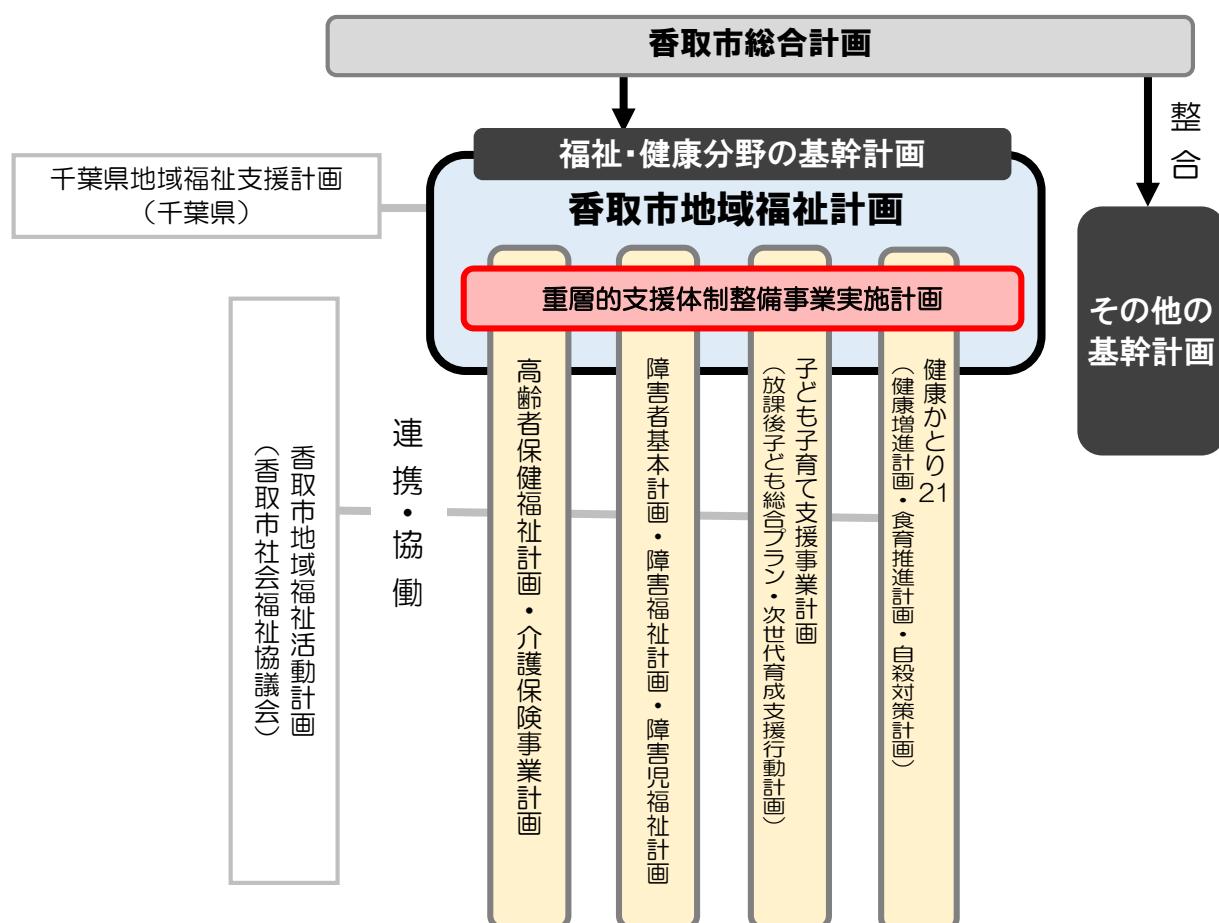
## II 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

### 1. 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されました。

本計画は、上位計画である「第3次香取市地域福祉計画（令和6（2024）年3月策定）」で定める重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、市地域福祉計画をはじめ地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。



## 2. 計画期間

本計画の実施期間は1年間とし、第3次香取市地域福祉計画の期間(令和6(2024)年度から令和11(2029)年度)の間、毎年度、PDCAサイクル<sup>1</sup>に基づき、実績等を勘案して見直しを行います。

評価指標については、地域の支援関係者等と議論を継続し、今後、具体的な評価指標を設定いたします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2次香取市総合計画 基本構想（後期基本計画）					次期計画(予定)
第3次香取市地域福祉計画					
香 取 市 重 層 的 支 援 体 制 整 備 事 業 実 施 計 画					
評価改善	評価改善	評価改善	評価改善	評価改善	評価改善
高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	次期計画(予定)				
第4次障害者基本計画					
第7期障害福祉計画	次期計画(予定)				
第3期障害児福祉計画	次期計画(予定)				
第2期子ども・子育て支援事業計画	次期計画(予定)				
健康かとり21(第3次) (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)		次期計画 (予定)			

<sup>1</sup> Plan(計画)、Do(実行)、Check(検証)、Action(改善)の頭文字をとった言葉で、事業活動を円滑に進めるための業務プロセスの一つ。

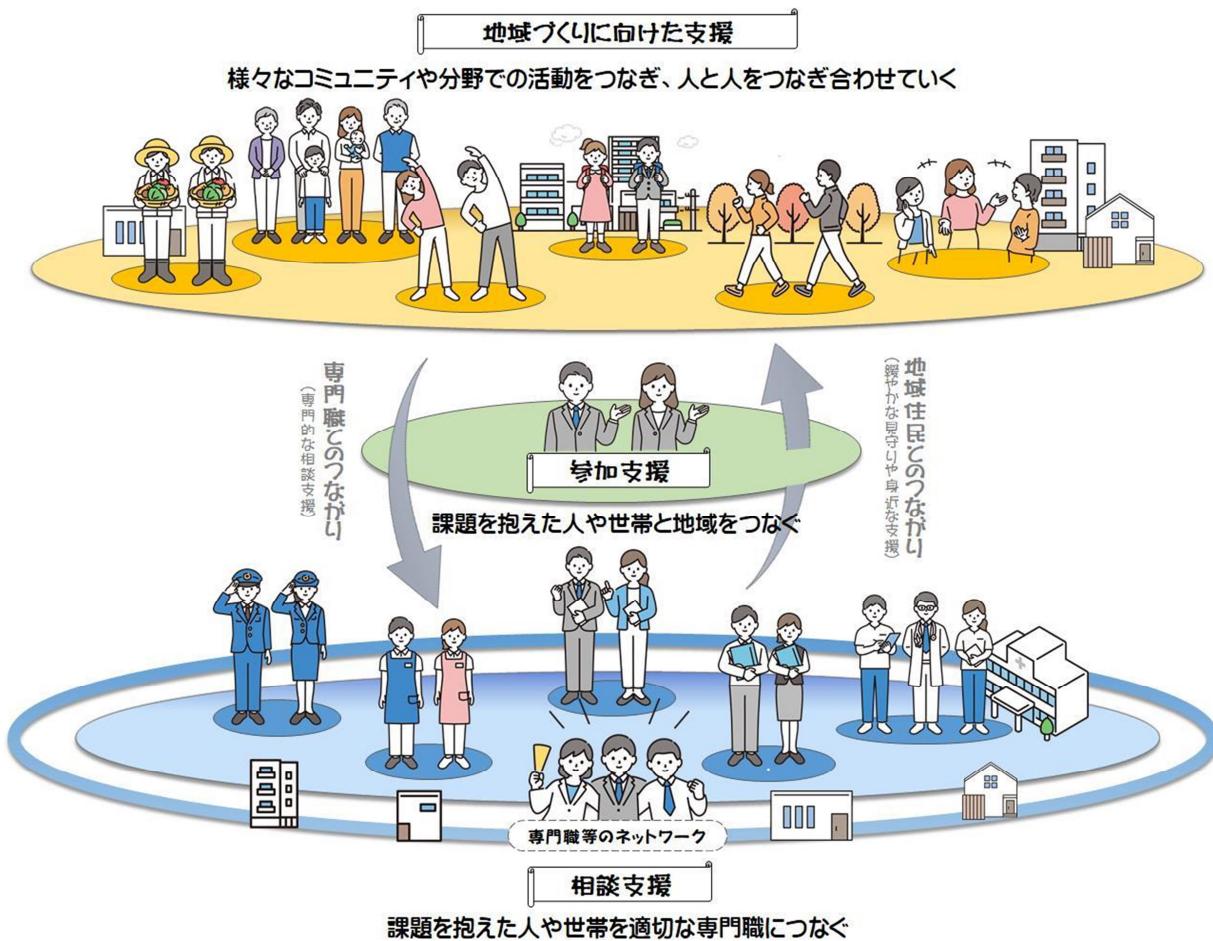
### III 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

#### 1. 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

香取市では、“つながり続ける伴走支援”を前提に、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、重層的支援体制整備事業を実施します。

既存の相談支援事業、既存の地域づくり事業及び新たに実施する多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業を一体的に実施し、また、市各担当課で構成する重層的支援体制デザインチームと協働することにより、支援が必要な人・世帯が、課題解決段階や見守り段階など、どの段階においても専門職や地域住民とつながり続けられる、人ととのつながりを基盤とした重層的なセーフティネットを構築していきます。

#### 3つの支援の柱で実現するつながり続ける伴走支援



## 2. 包括的な相談支援体制

高齢、障がい、子ども、困窮の各分野において実施する従来の相談支援機能をベースとし、千葉県が設置する中核地域生活支援センター<sup>1</sup>と連携・協力しながら、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談を含めた全ての相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなど、それぞれがチームの一員として、地域住民の様々なニーズに対応します。

### ■ 包括的相談支援事業（設置形態：基本型）

(1) 地域包括支援センターの運営	既存
① 主な対象分野	高齢分野
② 運営形態	委託
③ 支援機関	・香取市佐原地域包括支援センター（佐原・栗源圏域） ・香取市小見川地域包括支援センター（小見川・山田圏域）
④ 所管課	高齢者福祉課
(2) 相談支援事業	既存
① 主な対象分野	障がい分野
② 運営形態	委託
③ 支援機関	香取障害者支援センター（市内全域）
④ 所管課	社会福祉課
(3) 利用者支援事業	既存
① 主な対象分野	子ども分野
② 運営形態	直営
③ 支援機関	香取市こども家庭センター（市内全域）
④ 所管課	子育て支援課
(4) 自立相談支援事業	既存
① 主な対象分野	生活困窮分野
② 運営形態	委託
③ 支援機関	香取 CCC（市内全域）
④ 所管課	社会福祉課

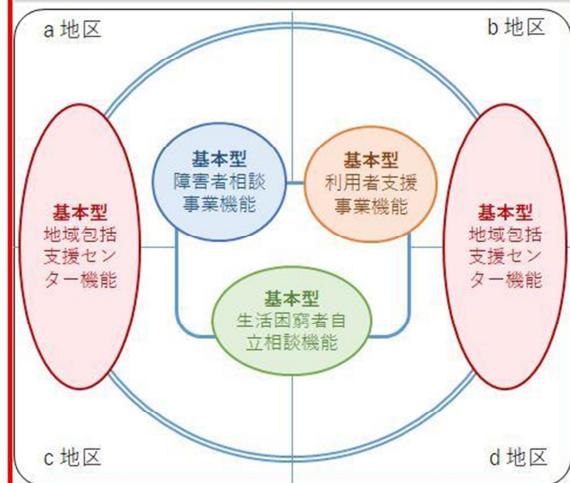
<sup>1</sup>千葉県が健康福祉センターの所管区域ごとに設置する、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で高度専門性をもった寄り添い支援を行う機関。

## 国が示す設置形態一覧

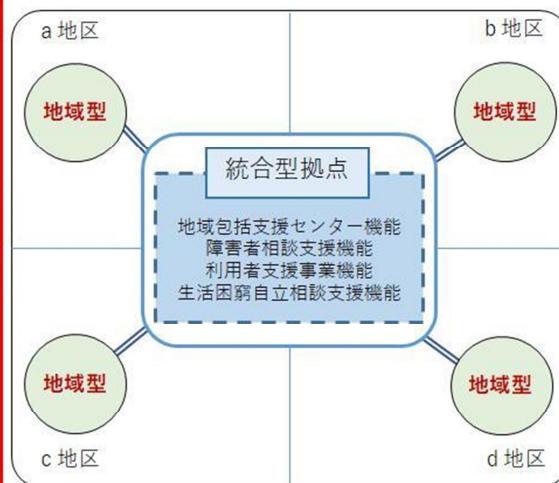
類型	内 容
A 基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
B 統合型事業・拠点	複数分野(最大4分野)における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。※介護と障害のみ等、4分野のうち特定分野に限り行う場合も含む。
C 地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村の基本型事業・拠点又は統合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

### 拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず、各支援機関の連携を図る場合の例（A）

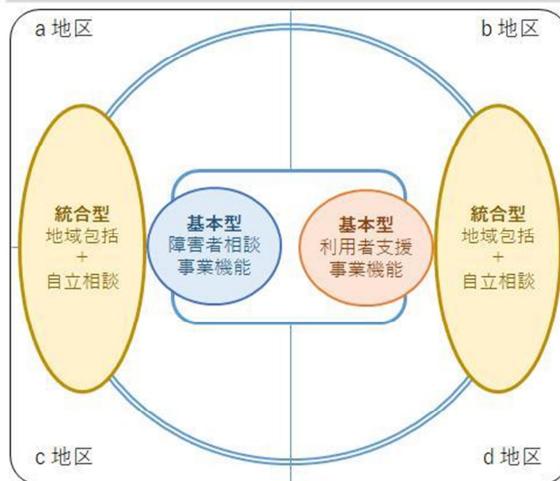


既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民に身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例（BとC）



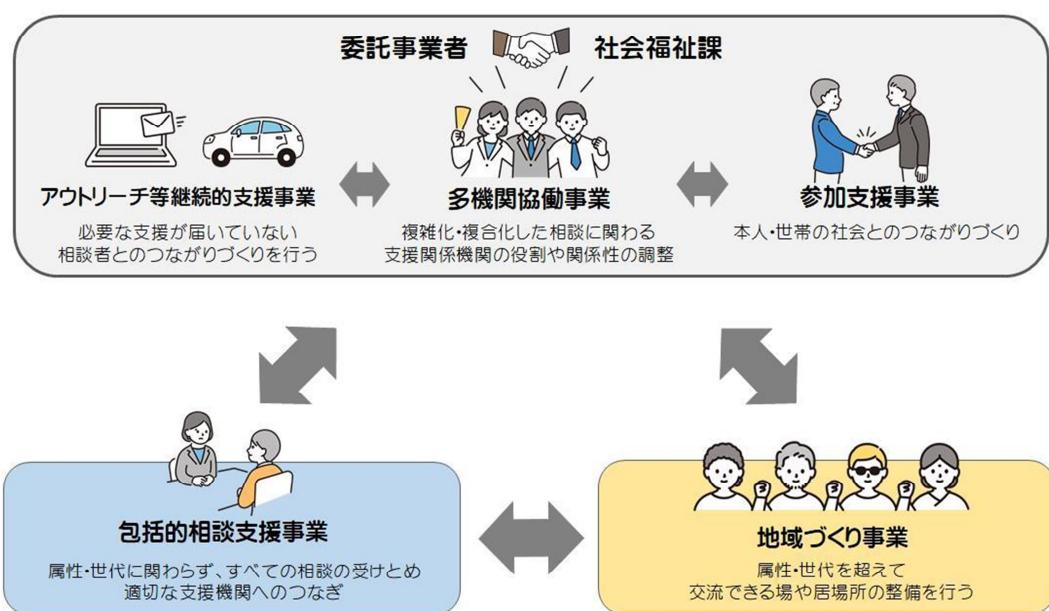
### 特定分野を統合型拠点とする場合の例（AとB）

※これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「多機関協働」、「アウリーチ支援」、「参加支援」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



### 3. 多機関協働・アウトリーチ等を通じた継続的支援・参加支援に関する体制

香取市では、包括的相談支援事業と地域づくり事業、新規3事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）が、より効果的・効率的に連携し、一体的に実施できるように、新規3事業を一つの事業者へ委託し、市社会福祉課が緊密に関わり合いながら、共同で実施します。



#### ① 多機関協働事業

多機関協働事業は、包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、課題が複合化・複雑化しており、包括的相談支援事業だけで解決が難しい相談について、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、進捗管理を行うなど、支援のコーディネートを行います。

包括的相談支援事業者や市関係部署等と協力しながら、課題の解きほぐしや整理をして支援プランを作成し、重層的支援会議により関係機関と共に支援プランを共有します。

## ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けます。本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

なお、事業の性質上、本人との信頼関係が形成された後、多機関協働事業につながる場合が想定されるため、多機関協働事業と密に連携を図ります。

## ③ 参加支援事業

既存の制度では対応できないニーズに対して、本人や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングをします。また、既存の社会資源に働きかけ、社会資源の拡充を図り、本人や世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくります。マッチング後も、支援ニーズや状態に合った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人や世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

■ 多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業		新規
① 支援対象者	複合化・複雑化した課題の抱える世帯 及びその世帯を支援する支援関係機関	
② 運営形態	委託及び直営による共同実施	
③ 支援機関	香取市社会福祉協議会 及び 社会福祉課	
④ 所管課	社会福祉課	

#### 4. 地域づくり支援に関する体制

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、交流・参加・学びの機会を生み出すために、高齢、障がい、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組みを重層的支援体制整備事業において一体的に実施します。

また、福祉分野に限らず、住民自治協議会をはじめとする住民や民間組織とも連携を図り、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

さらに、包括的相談支援事業等、個別の相談支援の積み重ねで把握した地域課題を、地域支援に結び付け、効果的な地域づくり事業を実施します。

#### ■ 地域づくり事業

(1) 生活支援体制整備事業		既存
① 主な対象分野	高齢分野	
② 事業内容	生活支援コーディネーターを配置し、地域の問題を地域で解決することを目的として、地域の方が議論する場を作る支援や議論された内容を実施する支援を行う。	
③ 運営形態	委託	
④ 支援機関	香取市社会福祉協議会	
⑤ 所管課	高齢者福祉課	
(2) 介護予防サポーター養成講座事業		既存
① 主な対象分野	高齢分野	
② 事業内容	地域における住民主体の通いの場(サロン)づくりや介護予防の意識啓発等を行う介護予防サポーターを養成し、その活動の支援を行う。	
③ 運営形態	委託	
④ 支援機関	香取市社会福祉協議会	
⑤ 所管課	高齢者福祉課	
(3) 地域サロン事業		既存
① 主な対象分野	高齢分野	
② 事業内容	介護予防サポーターを中心に、地域住民が自ら地域サロンを開設、運営することで、生きがいづくりや孤立・閉じこもりなどの介護予防に取り組む。	
③ 運営形態	地域住民の自主的活動(登録制)	
④ 設置箇所数	各地区 25 か所	
⑤ 所管課	高齢者福祉課	

(4) 地域活動支援センター事業		既存
① 主な対象分野	障がい分野	
② 事業内容	地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供する。	
③ 運営形態	委託	
④ 設置箇所数	2か所(市内1か所、市外広域1か所)	
⑤ 所管課	社会福祉課	
(5) 地域子育て支援拠点事業		既存
① 主な対象分野	子ども分野	
② 事業内容	就学前児童が安心して楽しく遊べる行事や園庭開放、子育ての不安・悩みなどを相談できる育児相談などを行う。	
③ 運営形態	直営1か所、委託8か所	
④ 設置箇所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わくわく広場(大倉保育所内:直営)</li> <li>・なかよし(たまつくり保育園内:委託)</li> <li>・めぐみ(佐原めぐみこども園内:委託)</li> <li>・わいわい(清水こども園内:委託)</li> <li>・おひさま(清水寺内:委託)</li> <li>・ぼのぼの(明照保育園内:委託)</li> <li>・にこにこ(山田児童館内:委託)</li> <li>・ほほえみ(おみがわこども園内:委託)</li> <li>・グレイス(佐原グレイスこども園内:委託)</li> </ul> 計9か所	
⑤ 所管課	子育て支援課	
(6) 生活困窮者等のための地域づくり事業		新規
① 主な対象分野	生活困窮分野	
② 事業内容	生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保するため、生活困窮者等が、既存のサロンやボランティア等の身近な地域活動の担い手として参加できるよう支援する。	
③ 運営形態	委託	
④ 支援機関	香取市社会福祉協議会	
⑤ 所管課	社会福祉課	

## 5. 重層的支援会議及び支援会議について

### ■ 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために、次のとおり開催します。

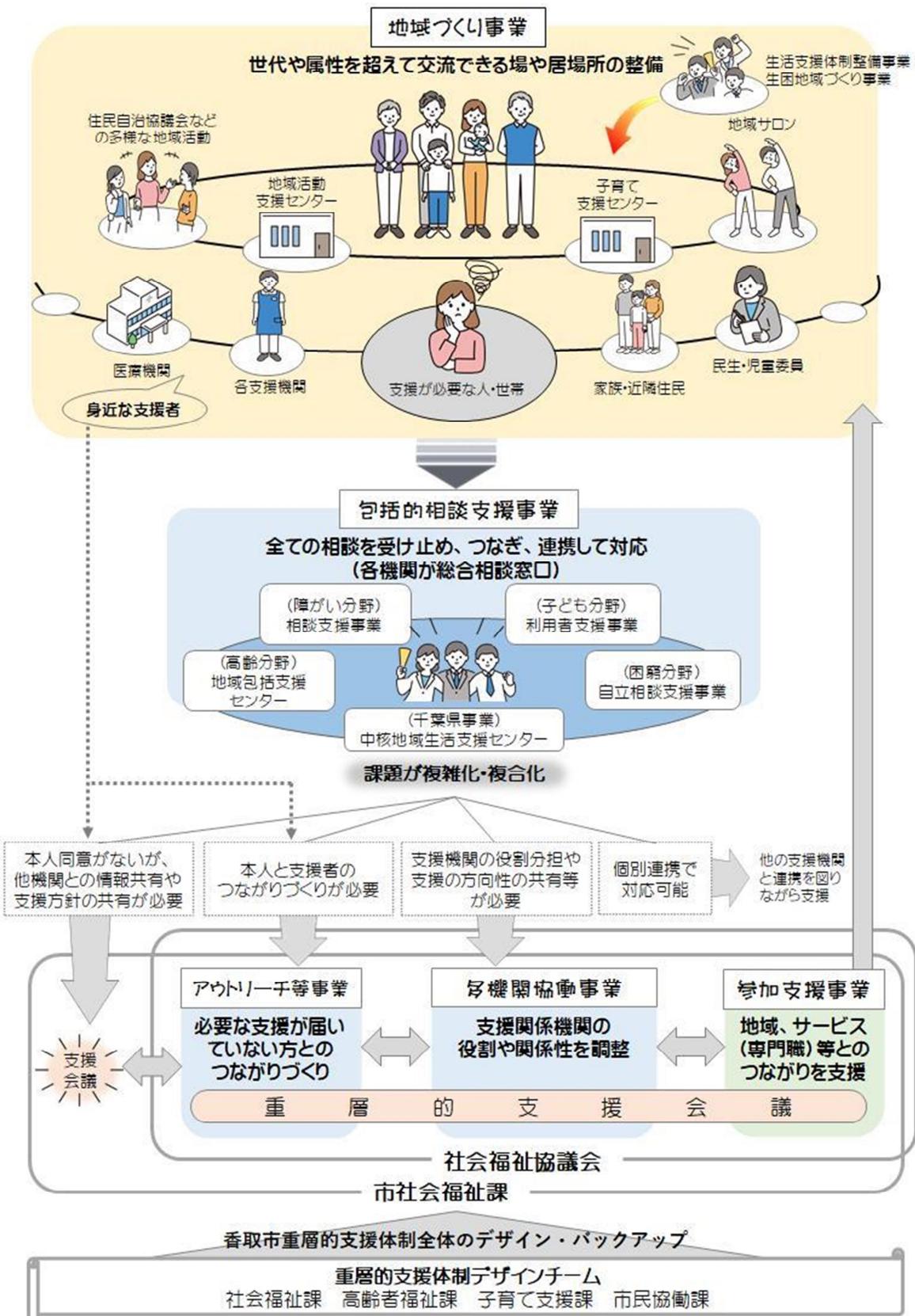
主 催	多機関協働事業者
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援プランの適切性の協議</li><li>② 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援プラン終結時の評価</li><li>③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</li></ul>
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"><li>・多機関協働事業者(参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者)</li><li>・包括的相談支援事業者</li><li>・中核地域生活支援センター</li><li>・地域づくり事業者</li><li>・市</li><li>・その他、本人家族や関係機関、地域関係者等</li></ul>
開催頻度	定例(二月に1回)開催及び必要時に隨時開催

### ■ 支援会議

主に、本人同意が得られないために支援関係機関での適切な情報共有ができず、支援体制の整備が進まない事例について、会議構成員に守秘義務を課し、必要な支援体制に関する検討を行います。

主 催	社会福祉課
内 容	重層的支援体制整備事業の利用対象者となりえるもので、以下の内容 <ul style="list-style-type: none"><li>・気になる事例の情報提供・情報共有</li><li>・見守りと支援方針の理解</li><li>・緊急性がある事例への対応</li></ul>
構 成 員	行政機関、重層的支援体制整備事業委託先、支援関係機関、サービス提供事業所、社会福祉協議会、民生・児童委員、医療機関、学校 等 検討ケースに関係する機関
開催頻度	必要時に隨時開催

## 香取市における重層的支援体制整備事業実施イメージ



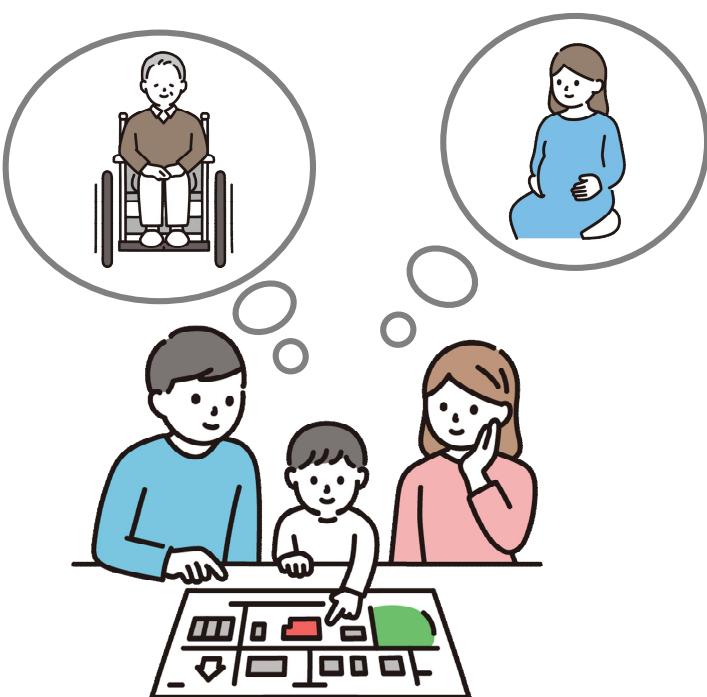
## IV 重層的支援体制整備事業を活用した災害対策

近年、全国各地で大規模地震や台風・局地的な豪雨による洪水・土砂災害などにより、多くの命や財産が失われています。本市でも、東日本大震災や令和元年台風15号並びに19号及び大雨により、大きな被害を受けました。

少子高齢・人口減少社会が到来したことによる支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足等は、災害時における要配慮者等の安全確保に大きな影響を及ぼすことになります。要配慮者等の安全確保のためには、地域住民のつながりや助け合い(共助)が大切であり、人ととのつながりを基盤とした重層的なセーフティネットを構築する重層的支援体制整備事業の活用が期待されています。

本市では、災害の備えとして、重層的支援体制整備事業で以下のこと取り組みます。

- ① 市及び地域住民が、要配慮者等の情報把握と避難方法の検討を効果的に行うための土台となる、地域住民のつながりづくり
- ② 災害発生時や災害発生後において、支援が必要な人の把握や迅速な支援のために必要な、包括的相談支援機関をはじめとする支援関係機関との情報共有体制の構築



## V 重層的支援体制整備事業の推進体制

重層的支援体制整備事業実施計画は、年度ごとに実施状況等を確認した上で、施策の充実や見直しについて検討を行い、円滑な事業実施に努めます。

香取市地域福祉計画推進委員会を中心に、香取市重層的支援体制デザイン協議会や香取市重層的支援体制デザインチーム会議等を活用して、毎年度、評価、見直しを行い、改善点を明らかにし、事業の充実に活かします。

### ■ 香取市地域福祉計画推進委員会

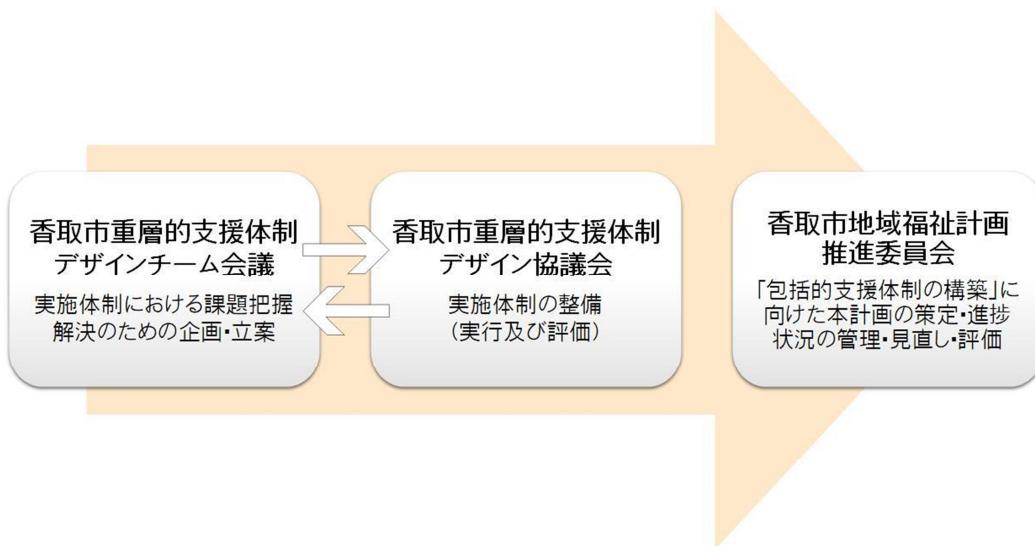
目的	重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び推進に関する事項を審議する。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。</li><li>② 計画の評価及び見直しに関すること。</li><li>③ 次期計画の策定に関すること。</li><li>④ その他、計画を推進するために必要な事項</li></ul>
構成員	<ul style="list-style-type: none"><li>① 住民組織の代表者</li><li>② 福祉関係団体の代表者</li><li>③ ボランティア団体の代表者</li><li>④ 識見を有する者</li><li>⑤ その他、市長が必要と認める者</li></ul>

### ■ 香取市重層的支援体制デザイン協議会

目的	重層的支援体制整備事業実施計画に基づいた「相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」に関する各事業の効果的・効率的な実施体制を整備する。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 重層的支援の実施体制に関する検討</li><li>② 重層的支援会議や支援会議、分野別のケース会議等で明らかになった地域課題の把握及び解決へ向けての検討</li><li>③ 重層的支援体制整備事業が効果的・効率的に実施するために必要な研修の開催 等</li></ul>
構成員	<ul style="list-style-type: none"><li>① 包括的相談支援事業者</li><li>② 多機関協働事業者・参加支援事業者・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者</li><li>③ 地域づくり事業者</li><li>④ 重層的支援体制デザインチーム</li><li>⑤ その他、協議内容に必要な者</li></ul>

## ■ 香取市重層的支援体制デザインチーム会議

目的	効果的・効率的な重層的支援実施体制の検討や庁内連携体制を確保する。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 重層的支援の実施体制や各分野における課題の把握</li><li>② 上記、課題解決に向けた企画・立案</li></ul>
構成員	<ul style="list-style-type: none"><li>① 社会福祉課</li><li>② 高齢者福祉課</li><li>③ 子育て支援課</li><li>④ 市民協働課</li><li>⑤ その他、協議内容に必要な者</li></ul>



## 香取市重層的支援体制整備事業実施計画

発 行：香取市

発行年月：令和6年3月

編 集：香取市福祉健康部 社会福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電 話：0478-50-1209

E-mail : seikatsu2@city.katori.lg.jp